

第42回 通常総会 議案書

2026年6月24日（水）

KKR ホテル東京



旅行業公正取引協議会

目 次

【議 題】

第1号議案 2025年度事業報告及び同収支決算承認の件（決議事項）・・・2～24

第2号議案 2026年度事業計画及び同収支予算報告の件（報告事項）・・・25～30

第3号議案 公正競争規約一部変更の件（決議事項）・・・・・・・・・・・・・・31～35

第4号議案 補充役員選任の件（決議事項）・・・・・・・・・・・・・・35

【第1号議案】

2025年度事業報告及び同収支決算承認の件（決議事項）

2025年度事業報告書

（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

I 協議会の概要

1 会員

2025年度は6社の新規加入がありましたが、事業廃止等の理由により5社の退会があり、会員数は、2024年度末から1社増加し、2026年3月31日現在275社となりました。

(1) 会員数（2026年3月31日現在）

種別	2025年度
第一種旅行業会員	193社
第二種旅行業会員	64社
第三種旅行業会員	11社
旅行業者代理業会員	2社
賛助会員	5社
合計	275社

(2) 最近5年間の会員数推移

年度	会員数	内訳	
		第1種旅行業	第2種旅行業者他
設立時（1985年）	400社	140社	260社
2021年	288社	207社	81社
2022年	280社	200社	80社
2023年	271社	195社	76社
2024年	274社	195社	79社
2025年	275社	193社	82社

（注）設立時（1985年1月23日）及び各年度末（3月31日）現在の会員数

2 役員

当協議会の役員は、協議会規則により会長1名、副会長若干名、専務理事1名、常務理事1名、理事20名以内（会長、副会長、専務理事、常務理事を含む。）、監事2名以内を置くことになっています。役員は総会で選任し、任期は2年、会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選と定められています。

2026年3月31日現在の役員は、以下のとおりです。

(敬称略)

役 職	氏 名	社 名	会社役職
(理事14名)			
会 長	小 谷 野 悦 光	(株) 日 本 旅 行	取 締 役 会 長
副 会 長	橋 本 肇	(株) 工 又 才 - イ -	代 表 取 締 役 社 長
同	近 藤 幸 二	(一 社) 全 国 旅 行 業 協 会	会 長
専 務 理 事	蝦 名 邦 晴	(一 社) 日 本 旅 行 業 協 会	理 事 長
常 務 理 事	杉 浦 賢 司	旅 行 業 公 正 取 引 協 議 会	常 務 理 事
理 事	石 川 邦 大	T-LIFE ホールディングス(株)	代 表 取 締 役 社 長
同	百 木 田 康 二	東 武 ト ッ プ ツ ア ー ズ (株)	代 表 取 締 役 社 長
同	神 田 真 也	A N A X (株)	代 表 取 締 役 社 長
同	酒 井 淳	(株) 阪 急 交 通 社	代 表 取 締 役 社 長
同	菅 井 雅 昭	(一 社) 全 国 旅 行 業 協 会	専 務 理 事
同	高 橋 広 行	(株) J T B	取 締 役 会 長
同	堤 辰 佳	(株) 読 売 旅 行	常 務 取 締 役
同	平 井 登	(株) ジ ャ ル パ ッ ク	代 表 取 締 役 社 長
同	美 甘 小 竹	(株) フ ィ ン コ ー ポ レ ー シ ョ ン	代 表 取 締 役 社 長
(監事1名)			
監 事	福 田 叙 久	(株) A T I	相 談 役

3 専門委員会委員

当協議会では、協議会業務の円滑な運営を図るため専門委員会を設置しています。

専門委員会の委員は理事会の承認を得て会長が委嘱し、任期は2年、委員長及び副委員長は委員の互選と定められています。

専門委員会の主な会務は、事業計画の実施に関すること、規約の周知徹底及び適正な運用に関すること並びに規約違反被疑事案の調査・措置に関することなどについて審議することです。

2026年3月31日現在で委嘱されている委員は、以下のとおりです。

(敬称略)

役 職	氏 名	社 名	会 社 役 職
委員長 規約運用副部長	工 藤 貴 史	(株) 読 売 旅 行	総務統括本部 専門シニア
副委員長 表示適正化部長	滑 川 晶 俊	(株)エイチ・アイ・エス	本社 CS・ES 管理本部 いい旅 研究室 室長
副委員長 広報部長	芦 澤 智 子	東武トップツアーズ(株)	お客さま相談室 専門課長
委員 規約運用部長	井 戸 桂	(株) 阪 急 交 通 社	C S 推 進 部 C S 推 進 課 長
同 表示適正化副部長	宮 本 朋 也	A N A X (株)	カスタマーリレーション部 CS推進チーム マネージャー
同 広報副部長	桜 井 紀 子	KNT-CTホールディングス (株)	総 務 部 課 長
同	五十嵐秀樹	(株) ジャルパック	総務部 法務・監査・リスクマネジメントグループ マネージャー
同	桑 江 利 恵	沖縄ツーリスト(株)	東 京 支 店 販売計画課 次長
同	宿 谷 茂 弘	(株) J T B	グループ本社 法務室 法務担当マネージャー
同	比 留 間 啓 介	名鉄観光サービス(株)	執行役員コーポレート統括本部 副本部長 兼 経営戦略部長
同	百 瀬 美 穂	(株) 日 本 旅 行	ガバナンス推進部 法務室 マネージャー

Ⅱ 2025 年度事業報告

1 旅行広告の適正化推進及び関係法令の普及

(1) 公正競争規約の周知徹底

公正競争規約（以下、「規約」という。）の適正化の推進と規約違反の未然防止を図るため、規約説明会を、10月に基礎編としてWebによる動画配信を行い、表示・景品両規約の基本的な項目および新設されたステマ規制を中心に違反事例を示しながら説明しました。

また、上級者編として景品・表示等管理責任者向け説明会を沖縄・福岡・名古屋・仙台・札幌において、(一社)日本旅行業協会と(一社)全国旅行業協会の合同で開催するとともに、会員からの依頼で出前講座を実施しました。

【※以降(一社)日本旅行業協会=JATA、(一社)全国旅行業協会=ANTAと表記】
説明会等の開催状況は、以下のとおりです。

ア 2025 年度公正競争規約説明会（基礎編）

2025 年 10 月 6 日～10 月 24 日（視聴完了率は、終了証発行者数で抽出）

種別	会 員	会員外	合計
申込者数	3,773 名	61 名	3,834 名
表示規約完了者数 (視聴完了率)	3,301 名 (87.5%)	48 名 (78.7%)	3,349 名 (87.4%)
景品規約完了者数 (視聴完了率)	3,271 名 (86.7%)	50 名 (82.0%)	3,321 名 (86.6%)

※2024 年度表示完了者数 2,300 名（会員 2,271 名、会員外 29 名）

※2024 年度景品完了者数 2,175 名（会員 2,148 名、会員外 27 名）

【受講証明書サンプル】



景品規約受講証明書	
No.302501	
所属：旅行業	_____
氏名：	_____
貴方は2025年度公正競争規約説明会景品規約の受講が終了したことを証明いたします。	
オンデマンド配信：2025/10/06 11:00～2025/10/24 16:00	
<small>旅行業公正取引協議会 〒100-0013 東京都千代田区有明3-3-3 全日通商ビル5F TEL: 03-3592-1641 FAX: 03-3592-1644</small>	

表示規約受講証明書	
No.302504	
所属：旅行業公正取引協議会	_____
氏名：	_____
貴方は2025年度公正競争規約説明会表示規約の受講が終了したことを証明いたします。	
オンデマンド配信：2025/10/06 11:00～2025/10/24 16:00	
<small>旅行業公正取引協議会 〒100-0013 東京都千代田区有明3-3-3 全日通商ビル5F TEL: 03-3592-1641 FAX: 03-3592-1644</small>	

イ 景品・表示等管理責任者向け公正競争規約説明会

講義内容	①「景品規約」 ②「表示規約」 ③「事業者が講ずべき管理上の措置について」				
講師	旅行業公正取引協議会 事務局長 木島 正人				
開催地	沖縄	福岡	名古屋	仙台	札幌
講義形式	集合研修	集合研修	集合研修	集合研修	集合研修
参加者数	37名	42名	27名	31名	46名

ウ 会員への公正競争規約出前講座 (10社：延べ15講座)

近畿日本ツーリスト(株) (株)グローバル<2回> (株)大丸松坂屋百貨店 (株)JR東日本びゅうツーリズム&セールス<2回> 新常磐交通(株)<2回>	(株)穴吹トラベル<2回> エムオーツーリスト(株) 富士急トラベル(株) ビックホリデー(株) (株)三越伊勢丹ニッコウトラベル<2回>
--	---

エ 消費者懇談会

一般消費者に対して規約の普及とともに、一般消費者の旅行広告に対する意見を把握することを目的に、第9回消費者懇談会を開催しました。当日は、旅公協から規約及び当協議会の活動状況をPRすると共に、公正取引委員会事務総局九州事務所取引課長から「九州地区における最近の景品表示法の運用状況」についての説明の後、参加者との活発な意見交換がありました。

日時：2026年2月18日(水) 13:30~16:30

会場：KKRホテル博多 2F 会議室「はくちょう」

出席者：消費者団体、JATA、ANTA

公正取引委員会事務総局九州事務所

概要：公正競争規約の概要、九州地区における景品表示法の運用状況、2024年度Web広告表示審査会の状況報告、意見交換



オ 会員のマネジメントクラスとの意見交換会

旅公協専門委員と会員幹部（支店長、管理責任者）との間で、日常業務における公正競争規約の運用状況および課題点等についての意見交換会を開催しました。

日 時：2025年7月29日（火）16:00～17:30

会 場：エル・パーク仙台 セミナーホール

出席者：会員管理職、JATA東北事務局、ANTA宮城県支部

旅公協専門委員会委員長・副委員長・事務局

概 要：公正競争規約の概要、公正競争規約の運用状況、Web 広告表示の違反事例の共有、意見交換

(2) 公正競争規約の一部変更

消費者庁は、令和5年3月28日、事業者の表示であるにもかかわらず第三者の表示であるかのように誤認される、いわゆるステルスマーケティングについて、景品表示法第5条第3号の規定に基づき指定（ステマ告示）を行い、令和5年10月1日から施行された。

これに伴い、検討した結果、旅行業界においてもステマ広告の規制が必要と判断し、第41回通常総会の第3号議案で審議の上、承認されました。

その後、同年8月28日、消費者庁及び公正取引委員会に承認申請を行い、同年9月3日に承認されました。

【募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約】の一部変更（下線部が変更箇所）

変更案	現行
第4章 表示の禁止等 (不当な二重価格表示の禁止) 第12条 (おとり広告の禁止) 第13条 <u>(ステルスマーケティングの禁止)</u> 第13条の2 <u>事業者は、自己の供給する募集型企画旅行の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められる表示をしてはならない。</u> (不当表示の禁止) 第14条	(新設)

附則 この規則の変更は、令和7年10月1日から施行する。

【募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約施行規則】の一部変更

(下線部が変更箇所)

変更案	現行
<p>第 36 条 <u>規約第 13 条の 2 で規定する「自己の供給する募集型企画旅行の取引について行う表示であつて、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められる表示」とは、事業者が自己の供給する募集型企画旅行の取引について行う表示であるにもかかわらず、当該表示であることを明瞭にしないことにより、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難となる表示をいう。</u></p> <p>第 37 条</p> <p>第 38 条</p>	<p>(新設)</p> <p>第 36 条</p> <p>第 37 条</p>

附則 この規則の変更は、令和7年10月1日から施行する。

【募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約運用基準】の一部変更

(下線部が変更箇所)

変更案	現行
<p>10 <u>ステルスマーケティングの禁止について</u> (規約第 13 条の 2、施行規則第 36 条)</p> <p>(1) <u>「事業者が自己の供給する募集型企画旅行の取引について行う表示」とは、次のようなものをいう。</u></p> <p><u>ア 事業者が自ら行う表示（事業者が自ら表示しているにもかかわらず第三者が表示しているかのように誤認させる表示を含む。）</u></p> <p><u>イ 事業者が第三者をして行わせる表示であつて、事業者が第三者の表示内容の決定に関与しているもの</u></p> <p>(2) <u>「一般消費者が当該表示であることを判別することが困難となる表示」かどうかは当たっては、一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭となっているかどうか、すなわち、第三者の表示であると一般消費者に誤認されないかどうかを表示内容全体から判断する。</u></p> <p>11 不当表示の禁止について</p>	<p>(新設)</p> <p>10 不当表示の禁止について</p>

附則 この規則の変更は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(3) 相談業務の充実

相談業務については、規約の周知徹底、規約違反の未然防止及び会員サービスの充実といった観点から、丁寧・確実に対応しました。

ア 相談者別件数

種別	会員	非会員	旅行業協会	自治体消費者	広告関連	その他	合計
件数	263	6	8	26	10	6	319
構成比	82.4%	1.9%	2.5%	8.2%	3.1%	1.9%	100%

2025年度の相談件数は、前年度の350件を下回り、319件(前年比91.1%)となりましたが、自治体・消費者からの相談が26件(前年比200%)と前年の倍増になりました。これは旅行需要の回復に伴う一般消費者からの旅行に関する各都道府県の消費生活センターへの相談件数の増加によると分析しています。

イ 相談内容別件数(件)

景品規約	表示規約	その他法令
51件(前年比98%)	193件(前年比84%)	75件(前年比112%)

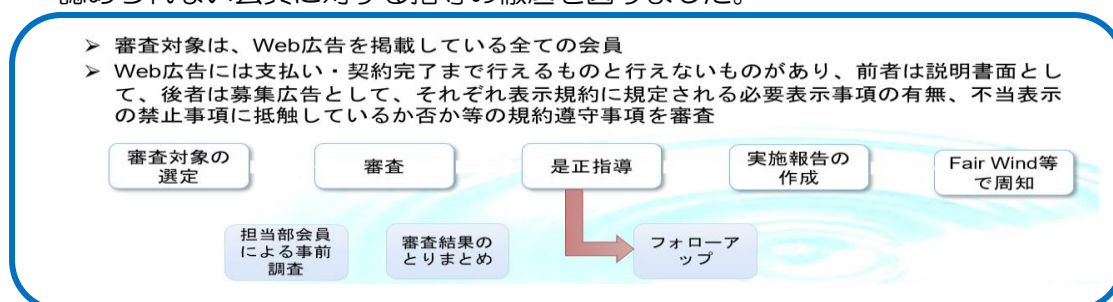
相談内容については、例年同様、表示規約に関するものが全体の約61%を占め、会員からの相談については、特定事項の表示基準に関する案件が増加し、特にホームページ上に表示する写真等についての相談であり、Web広告の比率増に起因していると分析しています。

また、相談のあったものの中から会員各社に参考となる事例を広報誌(Fair Wind)等において情報提供を行いました。

(4) 公正競争規約遵守状況の調査及び指導

Web広告表示審査会を4回開催(32社)し、Web広告における規約の遵守状況を調査し、違反行為に至らない不適切な表示を行っている会員に対して、是正指導を行い、同審査会の調査結果を取りまとめ、会員に周知することにより違反行為の未然防止を図りました。

なお、昨年度に引き続き是正指導を行った後の改善状況の再審査を行い、改善が認められない会員に対する指導の徹底を図りました。



(5) 公正競争規約違反被疑行為への対処

2025 年度の規約違反による措置事案は、景品規約違反 0 件、表示規約違反 3 件の計 3 件でした。また、申告事案、探知事案のうち、直ちに規約違反には至らない不適切な表示を行った会員に対しては是正指導を行いました。

2 広報活動の強化

(1) 公正競争規約の知名度向上

会員の適正な広告表示に対する取り組みを一般消費者により広く浸透させるため、本年度においては、設立 40 周年事業と位置づけ、協議会マーク及びロゴマークの PR 活動の強化を図りました。

実施月	種別	実施場所・実施期間
7・8月	デジタルサイネージ	品川駅自由通路（7/28～8/3）
7・8月	交通広告	札幌市電（7/28～8/3）
7・8月	交通広告	広島電鉄（7/28～8/3）
7・8月	交通広告	沖縄ゆいレール（7/28～8/24）
9月	デジタルサイネージ	中部国際空港駅（9/22～9/28）
9月	チラシ配布	ツーリズム EXPO ジャパン（9/25～9/28）
9月	新聞広告	中日新聞・北陸中日新聞（9/10）
11月	イベント	那覇空港（11/14～11/15）



(2) ホームページの閲覧促進

ホームページのデザインを旅公協の 40 周年記念のバージョンに変更するとともに、消費者庁、(一社)全国公正取引協議会連合会等からの景品表示法に関連する最新情報等を適時に発信することにより、会員の閲覧促進を図りました。



(3) 広報誌「Fair Wind」の発行

広報誌「Fair Wind」を年 4 回(1,4,7,10月)定期的に発行し、当協議会の活動状況、消費者庁及び公正取引委員会の動きを掲載するほか、当協議会に寄せられた会員からの公正競争規約に関する相談事例の中から、タイムリーな事例や難易度の高い事例を選定・集約し、それらに関する解答と解説を毎号掲載しました。

また、設立 40 周年事業の一環として会員会社の社員から公募した寄稿文を「たびの軌跡^{あしあと}」と題して、各号 2 名の優秀な作品を定期的に掲載しました。

なお、紙媒体からホームページによる閲覧に移行することに伴い、広報誌「Fair Wind」最新号発行の際に、会員各社へご案内メールを配信しました。

7 ^{あしあと}40周年記念企画エッセー ～**たびの軌跡**～

(4) 消費者団体及び自治体等に対する PR 活動

ア 消費生活相談員との情報交換

東京都消費生活総合センター相談課の消費生活相談員と最近の旅行に関する相談案件についての情報交換会を開催しました。

日 時：2025 年 6 月 11 日（水）16:00～17:00

会 場：旅行業公正取引協議会 5 階会議室

出席者：東京都消費生活総合センター相談課 相談員 5 名
旅公協事務局 3 名

概 要：公正競争規約及び Web 広告表示審査会審査結果の概要、最近の旅行に関する相談案件の概要、質疑応答

イ 消費者懇談会（前掲 1(1)エ）において PR 活動の実施

規約及び当協議会の活動状況を以下の消費者団体に対して PR しました。

- ・特定非営利活動 消費者支援機構福岡
- ・（公社）全国消費生活相談員協会 九州支部
- ・福岡県地域婦人連絡協議会
- ・公益財団法人広告審査協会

3 協議会組織及び運営基盤の強化

(1) 非会員事業者に対する新規加入の推進

JATA 及び ANTA の協力のもと会員の新規加入促進に努めるとともに、出前講座の依頼があった事業者や電話相談のあった非会員事業者に入会の勧誘を行いました。

その結果、2025 年度においては、6 社の新規加入がありました。

(2) 人材の育成

相談業務の参考に資するため、JATA 主催の苦情対応セミナー、（公社）日本広告審査機構主催の関係団体協議会、（一社）全国公正取引協議会連合会が実施する消費者庁との意見交換会、消費者団体との意見交換会等に当協議会事務局スタッフが参加しました。

(3) 関係官公庁・団体との連携

ア 消費者庁、公正取引委員会、(一社)全国公正取引協議会連合会等と連携強化及び情報交換を図るため、以下の会議等に出席しました。

実施期日	会 議 名 称	開催地
4月 7日	(一社)全国公正取引協議会連合会運営委員会	東京
5月 28日	(一社)全国公正取引協議会連合会定時総会	東京
9月 19日	消費者庁と連合会会員間の意見交換会	東京
10月 10日	全国公正取引協議会連絡会議	東京
2月 5日	(一社)全国公正取引協議会連合会運営委員会	東京

イ 当協議会の近藤幸二副会長並びに福田叙久監事が、2026年3月18日(火)消費者庁大臣室において、黄川田国務大臣より「景品表示適正化功績者大臣表彰」を受章されました。



(近藤副会長)



(福田監事)

(4) 設立 40 周年記念に関するイベント等 (前掲2(1)) の実施

当協議会の広報部会を中心に、設立 40 周年の各種広報活動及び協議会マーク及びロゴマークの PR 活動の強化を図りました。



(ノベルティ：エコバック)



(40 周年記念交通広告)

Ⅲ 諸会議開催状況

1 第41回通常総会

2025年6月24日(火)(於:KKRホテル東京)、来賓として消費者庁表示対策課課長補佐 藤平 章様、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課長 松本 博明様、同企画調査第一係長 長田 光広様、観光庁観光産業課旅行業務適正化指導室長 貴田 晋様、(一社)全国公正取引協議会連合会専務理事 山岡 誠朗様にご臨席いただき第41回通常総会を開催しました。

開催宣言、小谷野会長の挨拶に続き、消費者庁の藤平課長補佐並びに公正取引委員会の松本課長からご祝辞を頂きました。続いて、協議会規則第16条第4項の規定により、小谷野会長が議長となり議事に入りました。

最初に議事録署名人として、クラブツーリズム株式会社 総務 CSR 部課長 高山 健太郎様、セントラルスポーツ株式会社 執行役員 アドベンチャーツーリズム事業部長 三枝 佳紀様の2名を指名し、以下の議案について審議が行われ、いずれも可決承認されました。

- (1) 2024年度事業報告及び同収支決算承認の件
- (2) 2025年度事業計画及び同収支予算報告の件
- (3) 公正競争規約一部変更の件
- (4) 役員選任の件

なお、全役員の任期満了に伴い、以下の役員が選任されました。

(敬称略)

役職	氏名	社名	会社役職
(理事14名)			
会長	小谷野悦光	(株)日本旅行	取締役会長
副会長	橋本肇	(株)工又オ－イ－	代表取締役社長
同	近藤幸二	(一社)全国旅行業協会	会長
専務理事	蝦名邦晴	(一社)日本旅行業協会	理事長
常務理事	杉浦賢司	旅行業公正取引協議会	常務理事

理 事	石 川 邦 大	T-LIFE ホールディングス(株)	代表取締役 社 長
同	百 木 田 康 二	東 武 ト ッ プ ツ ア ー ス (株)	代表取締役 社 長
同	神 田 真 也	A N A X (株)	代表取締役 社 長
同	酒 井 淳	(株) 阪 急 交 通 社	代表取締役 社 長
同	菅 井 雅 昭	(一 社) 全 国 旅 行 業 協 会	専 務 理 事
同	高 橋 広 行	(株) J T B	取 締 役 会 長
同	堤 辰 佳	(株) 読 売 旅 行	常務取締役
同	平 井 登	(株) シ ャ ル パ ッ ク	代表取締役 社 長
同	美 甘 小 竹	(株) フ ィ ン コ ー ポ レ ー シ ョ ン	代表取締役 社 長
(監事 1 名)			
監 事	福 田 叙 久	(株) A T I	相 談 役

※近藤幸二氏及び菅井雅昭氏は ANTA 第 61 回定時総会（6 月 25 日開催）後に就任

2 理事会

当協議会では、協議会規則第 17 条の規定により、理事会は理事をもって構成し、次の事項を議決することになっています。

- ・ 総会の議案策定
- ・ 総会議決事項の執行
- ・ 規約違反に対する調査及び措置
- ・ 施行規則及び運用基準の変更
- ・ 会員の除名、退会
- ・ 専門委員会の設置
- ・ その他会務の執行に関すること

上記の規定に従って、会務執行のため 2025 年度中に開催された理事会は 6 回でした。

理事会	開催日	主 な 議 題
第 1 回	2025 年 5 月 9 日 (金)	①2024 年度事業報告、収支決算報告、監査報告 ②公正競争規約違反被疑事案 ③公正競争規約 (表示規約) の一部変更
第 2 回	2025 年 6 月 24 日 (火)	①任期満了に伴う理事候補者選任 ②公正競争規約違反被疑事案
第 3 回	2025 年 6 月 24 日 (火)	①役付理事の選任
第 4 回	2024 年 9 月 10 日 (水)	①新規会員の入会 ②公正競争規約 (表示規約) の一部変更の認定
第 5 回	2025 年 1 2 月 1 2 (金)	①2026 年度事業計画 (案) ②公正競争規約 (表示規約) の一部変更
第 6 回	2026 年 3 月 3 日 (火)	①2026 年度収支予算 (案) ②公正競争規約違反被疑事案

3 専門委員会・部会等

当協議会では、協議会規則第 17 条第 1 項第 7 号の規定により、協議会業務の円滑な運営を図るため専門委員会が設置されています。専門委員会での審議事項のうち重要な事項について、専門委員会委員長が理事会に報告しています。

2025 年度中に開催された専門委員会は 7 回でした。その他に、規約の運用状況や広報、規約説明会等について審議する部会及びワーキングを計 15 回開催しました。

(1) 専門委員会の開催状況

専門委員会	開催日	主 な 議 題
第 1 回	2025 年 4 月 11 日 (金)	①委員長、副委員長の選任 (互選) ②公正競争規約違反被疑事案
第 2 回	2025 年 6 月 6 日 (金)	①公正競争規約違反被疑事案 ②公正規約説明会ワーキングの開催
第 3 回	2025 年 7 月 11 日 (金)	①広告表示適正化推進月間の設定 ②公正規約説明会ワーキングの中間報告
第 4 回	2024 年 9 月 5 日 (金)	①規約運用部会中間報告 ②公正競争規約説明会収録
第 5 回	2025 年 11 月 8 日 (金)	①2025 年度事業計画 ②公正競争規約 (表示) 一部変更

第6回	2025年 12月6日(土)	①設立40周年企画ロゴマークPRイベント報告 ②解説書改訂ワーキング開催
第7回	2026年 1月23日(金)	①公正競争規約違反被疑事案 ②2026年度会議スケジュール

(2) 部会・ワーキングの開催状況

ア 表示適正化部会

Web 広告表示審査を年間4回実施

第1回 2025年 4月25日(金)

第2回 2025年 7月25日(金)

第3回 2025年10月17日(金)

第4回 2026年 2月13日(金)

イ 広報部会

第1回 2025年 4月11日(金)

第2回 2025年10月 3日(金)

ウ 規約運用部会

第1回 2025年 9月 5日(金)

第2回 2025年10月 3日(金)

第3回 2026年 1月23日(金)

エ 規約説明会ワーキング

第1回 2025年 5月28日(水)

第2回 2025年 6月 6日(金)

第3回 2025年 9月 3日(水)

オ 解説書改訂ワーキング

第1回 2026年 1月23日(金)

第2回 2026年 2月27日(金)

第3回 2026年 3月25日(水)

以上

2025 年度収支決算書

1 2025 年度収支計算書

2 財 産 目 録

3 貸 借 対 照 表

4 正味財産増減計算書

5 監 査 報 告 書

2025 年度収支計算書

(2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日)

1 収入の部

(単位：円)

勘定科目		予算額 (A)	決算額 (B)	差異 (B) - (A)	備考
大科目	中科目				
I 会費収入	正会員会費				
	第一種旅行者	39,960,600	40,121,800	161,200	
	第二種旅行者	2,698,300	2,799,150	100,850	
	第三種旅行者	240,000	240,000	0	
	旅行者代理業者	16,000	16,000	0	
	賛助会員会費	250,000	250,000	0	
	小 計	43,164,900	43,426,950	262,050	
II 事業収入	広報事業収入	120,000	76,211	△43,789	書籍頒布
	研修事業収入	50,000	69,000	19,000	有料出前講座
	小 計	170,000	145,211	△24,789	
III 雑収入	受取利息収入	10,000	67,691	57,691	
	雑収入	10,000	20,000	10,000	
	小 計	20,000	87,691	67,691	
当期収入合計		43,354,900	43,659,852	304,952	
IV	前期繰越収支差額	44,047,412	44,047,412	0	
収入合計(a)		87,402,312	87,707,264	304,952	

2 支出の部

(単位:円)

勘定科目		予算額	決算額	差異	備考
大科目	中科目	(A)	(B)	(A) - (B)	
I 事業費	1 会議費	2,900,000	2,486,221	413,779	会場使用料等
	2 広報費	14,800,000	13,733,001	1,066,999	
	研修関連	4,500,000	4,828,624	△328,624	規約説明会等
	宣伝関連	10,300,000	8,904,377	1,395,623	ロゴマーク告知等
	3 調査指導費	50,000	0	50,000	調査指導諸費
	4 官庁団体連絡費	20,000	7,000	13,000	官公庁等連絡費
	5 連合会分担金	310,000	307,000	3,000	公取協連合会会費
	6 総務諸費	670,000	695,900	△25,900	事業費諸費
	小 計	18,750,000	17,229,122	1,520,878	
II 管理費	1 役員報酬	8,000,000	8,000,200	△200	常勤役員報酬
	2 給与・諸手当	9,000,000	7,328,490	1,671,510	給料・出向負担金
	3 通勤費	900,000	862,560	37,440	通勤定期代
	4 福利厚生費	2,490,000	2,528,180	△38,180	各種保険料
	5 賃借料	7,560,000	7,551,156	8,844	事務所家賃
	6 光熱水料費	50,000	40,751	9,249	電気・水道代
	7 消耗什器備品費	100,000	58,190	41,810	事務用器具
	8 消耗品費	850,000	1,044,039	△194,039	筆紙・文具類
	9 通信費	950,000	990,814	△40,814	電話料・郵送料
	10 旅費交通費	500,000	62,396	437,604	出張旅費・交通費
	11 図書費	50,000	8,162	41,838	法令図書等書籍代
	12 交際費	10,000	0	10,000	交際接待費
	13 雑費	600,000	549,546	50,454	振込手数料等
		小 計	31,060,000	29,024,484	2,035,516
III 予備費	予備費	500,000	0	500,000	
	小 計	500,000	0	500,000	
当期支出合計 (b)		50,310,000	46,253,606	4,056,394	
当期収支差額		△6,955,100	△2,593,754	4,361,346	
次期繰越収支差額 (a-b)		37,092,312	41,453,658	△4,361,346	

財 産 目 録 (2025 年度)

2026年3月31日現在

(単位：円)

<p>(資産の部)</p> <p>流 動 資 産</p> <p> 現金 預 金</p> <p> 現 金</p> <p> 30,631</p> <p> 普通預金 みずほ銀行 丸之内支店</p> <p> 9,756,113</p> <p> 三菱 UFJ 銀行 本店</p> <p> 26,911,320</p> <p> ゆうちょ銀行 (霞が関ビル内郵便局)</p> <p> 1,761,225</p> <p> 中央労働金庫 霞が関支店</p> <p> 7,893,839</p> <p> 振替口座 ゆうちょ銀行 (霞が関ビル内郵便局)</p> <p> 225,500</p> <p>現金・預金計</p> <p>46,578,628</p> <p>前 払 金</p> <p>0</p> <p>未 払 金</p> <p>0</p> <p style="text-align: right;">流 動 資 産 合 計</p>		
<p>固 定 資 産</p> <p> その他の固定資産</p> <p> 敷金 (保証金) 全日通労働組合</p> <p> 11,486,624</p> <p> 事業継続化積立預金 三菱 UFJ 銀行 本店</p> <p> 53,797,235</p> <p> 退職給付引当金 三井住友銀行 新橋支店</p> <p> 3,450,954</p> <p style="text-align: right;">固 定 資 産 合 計</p>		46,578,628
資 産 合 計		115,313,441
<p>(負債の部)</p> <p>流 動 負 債</p> <p> 預り金 (源泉所得税・地方税・雇用保険料)</p> <p> 63,870</p> <p> 前受会費</p> <p> 5,061,100</p> <p style="text-align: right;">流 動 負 債 合 計</p>		5,124,970
<p>固 定 負 債</p> <p> 退職給与引当金</p> <p> 3,450,954</p> <p style="text-align: right;">固 定 負 債 合 計</p>		3,450,954
負 債 合 計		8,575,924
正 味 財 産		106,737,517

貸借対照表

2026年3月31日現在

(単位：円)

(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金・預金	46,578,628	預り金	63,870
前払金	0	前受会費	5,061,100
未収金	0		
流動資産合計	46,578,628	流動負債合計	5,124,970
		固定負債	
		退職給与引当金	3,450,954
		固定負債合計	3,450,954
		負債合計	8,575,924
固定資産			
その他の固定資産			
敷金（保証金）			
全日通労働組合	11,486,624		
事業継続化積立預金			
三菱UFJ銀行本店	53,797,235		
退職給与引当預金			
三井住友銀行 新橋支店	3,450,954		
固定資産合計	68,734,813	(正味財産の部)	
		一般正味財産	106,737,517
資産合計	115,313,441	負債及び正味財産合計	115,313,441

監査報告書

私は、2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の会計年度における旅行業公正取引協議会の事業内容及び会計の監査を行いました。その内容及び結果について、次のとおり報告します。

1. 監査の内容

監事は、旅行業公正取引協議会の事業内容の執行状況について重要な決裁書類等を開覧し、当該事業年度に係る事業報告及び計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書及び収支計算書）並びに財産目録について調査し検討いたしました。

2. 監査意見

（1）事業報告の監査結果

事業報告は、旅行業公正取引協議会の状況を正しく示しているものと認めます。

（2）計算書類及び財産目録の監査結果

計算書類及び財産目録は、旅行業公正取引協議会の財産及び損益状況を正しく示しているものと認めます。

以上

2026年4月20日

旅行業公正取引協議会

監事 福田 叙久 

【第2号議案】

2026年度事業計画及び同収支予算報告の件（報告事項）

2026年度事業計画及び同収支予算報告書

（2026年4月1日から2027年3月31日まで）

I 2026年度事業計画

1 旅行広告の適正化推進及び関係法令の普及

（1）公正競争規約の周知徹底

- ① 公正競争規約説明会を会員、非会員事業者、広告関連事業者、消費者団体及び関係行政機関担当者等を対象に継続実施する。
- ② 管理担当者向け公正競争規約説明会を継続実施する。
- ③ 会員及び非会員事業者への公正競争規約出前講座を継続実施する。
- ④ 地域ごとに会員との意見交換会を実施する。
- ⑤ 公正競争規約説明会の内容の充実を図るため、会員の意向を踏まえた方策を検証する。

（2）公正競争規約の見直し

- ① 関係法令の改正、旅行業界を取り巻く環境の変化に対応した公正競争規約の不断の見直しを図る。
- ② 「JATA」及び「ANTA」のガイドライン（赤本）の改定に伴う規約の運用について、適切に対応する。
- ③ 公正競争規約の運用上の解釈等について、規約運用部会において検討し、その結果を会員に周知する。

（3）相談業務の充実

- ① 適切・確実な対応を行い、公正競争規約の遵守を指導する。
- ② 相談データを有効活用し、「Fair Wind」等において適切な情報提供を行う。
- ③ 「表示規約Q&A」、「景品規約Q&A」及び「Fair Wind」相談事例の充実を図るとともに、会員に対して、これらの積極的な活用を働きかける。

（4）公正競争規約遵守状況の調査及び指導

Web 広告表示審査会を年4回開催し、Web 広告における公正競争規約の遵守状況を調査し、違反行為に至らない不適切な表示を行う会員に対し、是正指導を行うとともに、同審査会の調査結果を取りまとめ、会員に周知することにより違

反行為の未然防止を図る。

また、審査会の効率的かつ効果的な運用を図るため、調査手法の検討を行う。

(5) 公正競争規約違反被疑行為への対処

会員の公正競争規約違反被疑行為について、適切な調査を行い、違反行為については厳正な措置を採る。また、非会員事業者の悪質な違反被疑行為については、是正と改善を消費者庁、都道府県に要請する。

なお、これらの事案について、「JATA」及び「ANTA」とも情報共有を行う。

(6) 公正取引に関する法令の普及

- ① 会員に対して、景品表示法、独占禁止法及び取適法、フリーランス法等の関係法令の啓蒙を図る。
- ② 「Fair Wind」及びホームページを通じ、消費者庁、公正取引委員会、観光庁等の関係官公庁からの情報、必要な情報ツール等を会員に提供する。

2 広報活動の強化

(1) 公正競争規約の認知度向上

公正競争規約に関するPRツールの活用及びPRイベントの展開により、一般消費者に対して協議会マーク・ロゴマークの周知を図るとともに、適正な旅行広告に基づいた正しい商品選択を促す。

(2) ホームページの閲覧促進

ホームページの掲載内容の充実を図り、ホームページの閲覧促進に努める。

(3) 「Fair Wind」の発行

- ① 掲載内容について会員の意向を踏まえた不断の見直しを行い、引続き年4回ホームページでの定期発行を行う。
- ② 関係官公庁、消費者団体等へ送付し、協議会の活動内容等についての理解深耕を図る。

(4) 消費者団体及び自治体等に対するPR活動

- ① 会員の適正表示への取り組みについて、自治体や消費者団体等の理解を促進するため、会員の目印である協議会マーク・ロゴマークをPRする。
- ② 消費者団体、国民生活センターの消費生活相談員等との情報交換を行う。
- ③ 自治体、消費者団体及び大学等に対して、公正競争規約に関する出前講座及び講師派遣を行う。

3 協議会組織及び運営基盤の強化

(1) 非会員事業者に対する新規加入の推進

- ① 「JATA」及び「ANTA」の協力を得て、新会員の獲得に努める。
- ② 電話相談や公正競争規約説明会を通じ、非会員事業者に対して入会勧誘を行う。

(2) 人材の育成

関係官公庁主催のセミナー等に積極的に参加し、専門委員会委員及び協議会事務局スタッフのレベルアップにより、会員対応業務の向上を図る。

(3) 関係官公庁・団体との連携

消費者庁、公正取引委員会、観光庁等との連絡を密にするとともに、一般社団法人全国公正取引協議会連合会、他公正取引協議会、消費者団体等との情報交換に努める。

4 広告表示適正化月間の新設

2026年度から新たに「広告表示適正化月間」(9月、10月)を設け、会員各社の規約遵守意識の向上、旅行広告の更なる適正化を図るための諸施策を検討し、実施する。

以上

Ⅱ 2026年度収支予算

(2026年4月1日から2027年3月31日まで)

1 収入の部

(単位：円)

勘定科目		当年度予算額	前年度予算額	差異	備考
大科目	中科目	(A)	(B)	(A) - (B)	
Ⅰ 会費収入	正会員会費				規定会費
	第一種旅行者	40,656,800	39,960,600	696,200	
	第二種旅行者	2,833,900	2,698,300	36,700	
	第三種旅行者	220,000	240,000	△20,000	
	旅行者代理業者	16,000	16,000	0	
	賛助会員会費	250,000	250,000	0	
	小計	43,976,700	43,164,900	886,100	
Ⅱ 事業収入	広報事業収入	46,000	120,000	△74,000	書籍頒布
	研修事業収入	120,000	50,000	0	有料出前講座
	小計	166,000	170,000	△4,000	
Ⅲ 雑収入	受取利息収入	10,000	10,000	0	
	雑収入	10,000	10,000	0	
	小計	20,000	20,000	0	
当期収入合計(Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ)		44,162,700	43,354,900	882,100	
Ⅳ 前期繰越収支差額(繰越金)		41,453,658	44,047,412	△2,593,754	
収入合計(Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ+Ⅳ)		85,616,354	87,402,312	△1,785,958	

2 支出の部

(単位：円)

勘定科目		当年度予算額	前年度予算額	差異	備考
大科目	中科目	(A)	(B)	(A) - (B)	
I 事業費	1 会議費	2,750,000	2,900,000	△150,000	会場使用料等
	2 広報費	14,850,000	14,800,000	50,000	
	研修関連	7,900,000	4,500,000	3,400,000	規約説明会等
	宣伝関連	6,950,000	10,300,000	△3,350,000	ロゴマーク告知・交通広告
	3 調査指導費	50,000	50,000	0	調査指導諸費
	4 官庁団体連絡費	20,000	20,000	0	官公庁等連絡費
	5 連合会分担金	310,000	310,000	0	公取協連合会会費
	6 総務諸費	500,000	670,000	△170,000	事業費諸費
	小計	18,480,000	18,750,000	△270,000	
II 管理費	1 役員報酬	8,000,000	8,000,000	0	常勤役員報酬
	2 給与・諸手当	8,985,000	9,000,000	△15,000	給料・出向負担金
	3 通勤費	925,000	900,000	25,000	通勤定期代
	4 福利厚生費	2,645,000	2,490,000	155,000	各種保険料
	5 賃借料	7,560,000	7,560,000	0	事務所家賃
	6 光熱水料費	60,000	50,000	10,000	電軌・水道代
	7 消耗什器備品費	100,000	100,000	0	事務用器具
	8 事務機リース料	1,275,000	0	1,275,000	事務機器リース代
	9 消耗品費	450,000	850,000	△400,000	筆紙・文具類
	10 通信費	240,000	950,000	△710,000	電話料・郵送料
	11 旅費交通費	150,000	500,000	△350,000	出張旅費・交通費
	12 図書費	60,000	50,000	10,000	法令図書等書籍代
	13 交際費	10,000	10,000	0	交際接待費
	14 雑費	600,000	600,000	0	振込手数料等
	小計	31,060,000	31,060,000	0	
III 予備費	予備費	500,000	500,000	0	
	小計	500,000	500,000	0	
当期支出合計 (I+II+III)		50,040,000	50,310,000	△270,000	
当期収支差額		△5,877,300	△6,955,100	1,085,100	
次期繰越収支差額		35,576,358	37,092,312	△1,515,954	

【第3号議案】

公正競争規約（表示）一部変更の件（決議事項）

旅行業法・約款の改正に伴う整合性及び JATA・ANTA ガイドラインに準拠した規約・規則・運用基準とするため、字句の修正を含めて表示規約の一部を変更するものとする。

主な変更ポイントは、企画旅行者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号に関する事項、募集型企画旅行の日数に関する事項、道路運送法の解釈変更に伴う運送サービスに関する事項、ツアータイトルに使用した観光施設やスポーツ観戦、コンサート鑑賞等の入場料に関する事項となります。

なお、この規約の一部変更の件は、2025 年度第 5 回理事会（12 月 12 日開催）で承認されました。

【募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約】の一部変更（案）

下線部が変更箇所

変更案	現行
第 2 章 表示基準 （募集広告の必要表示事項） 第 6 条 <u>（12）協議会マーク又はロゴマーク</u>	（新設）

附則 この規則の変更は、令和8年〇月〇日から施行する。

【募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約施行規則】の一部変更（案）

下線部が変更箇所

変更案	現行
第 5 条 （1）運送サービス ア～オ（略） <u>カ 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）上の許可又は登録を要しない運送サービス（自家用自動車を利用する観光ガイド、アクティビティ事業者の自家用自動車による送迎等）を旅行日程に組み込む場合は、自家用自動車を利用する旨及び当該</u>	ア～オ（略） （新設）

<p><u>運送サービスについては道路運送法上の許可又は登録を要しない運送である旨を表示すること。</u></p> <p>(3) 食事サービス</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>無料の機内食の提供を表示する場合は、これを食事の回数に含めず、別途表示すること。</u></p> <p>ウ <u>宿泊施設のサービスに附随して提供される食事(エグゼクティブフロアの朝食、ビジネスホテル等の無料朝食サービス)は、これを食事回数に含めず、別途表示すること。</u></p> <p>(以下繰り下げ)</p> <p><u>エ～オ</u> (略)</p> <p>第6条</p> <p>(1) 対価の額</p> <p>ア～ク (略)</p> <p>ケ ツアータイトルに使用した観光施設やスポーツ観戦、コンサート鑑賞等の<u>入場料</u>は旅行代金に含めて表示すること。</p> <p><u>なお、入場券を支払わなくても観光目的を果たすことができる場合には、当該入場料が含まれていない旨及び入場料をツアータイトルに近接して表示すること。</u></p> <p>コ <u>募集型企画旅行に含まれていない特定の旅行サービスを旅行業者が別途手配する旅行であって、当該特定の旅行サービスをツアータイトルに近接して表示する場合は、旅行広告等ガイドラインに準拠して表示すること。</u></p> <p>(以下繰り下げ)</p> <p><u>サ～セ</u> (略)</p> <p>第21条</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>道路運送法上の許可又は登録を要しない運送サービスに関する表示。</u></p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 機内食の提供を表示する場合は、これを食事の回数に含めず、別途表示すること。</p> <p>(新設)</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(1) 対価の額</p> <p>ア～ク (略)</p> <p>ケ ツアータイトルに使用した観光施設やスポーツ観戦、コンサート鑑賞等の<u>イベント旅行の入場料</u>は旅行代金に含めて表示すること。</p> <p>(新設)</p> <p><u>コ～ス</u> (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p>
---	--

<p>(以下繰り下げ)</p> <p><u>(3) ~ (5)</u> (略)</p> <p>第 29 条 規約第 7 条第 1 号アに規定する(中略)</p> <p>なお、食材の内容が天候等特別の事情により異なる可能性がある場合は、<u>イメージ</u>である旨を表示する。</p>	<p><u>(2) ~ (4)</u> (略)</p> <p>第 29 条 規約第 7 条第 1 号アに規定する(中略)</p> <p>なお、食材の内容が天候等特別の事情により異なる可能性がある場合は、<u>イメージ図</u>である旨を表示する。</p>
--	---

附則 この規則の変更は、令和 8 年 〇 月 〇 日から施行する。

【募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約運用基準】の一部変更(案)

下線部が変更箇所

変更案	現行
<p>3 説明書面の必要表示事項について (規約第 5 条、施行規則第 1 条の 2 から 17 条まで)</p> <p><u>(1) 企画旅行業者の氏名又は名称及び登録番号について</u></p> <p>ア <u>通称(ツアーのブランド名又は略称、愛称等)を単独で表示することはできない。ただし、旅行業登録簿に記載された氏名又は名称に併記して通称を使用することは差し支えない。</u></p> <p>イ <u>登録番号の表示は、次の例による。(略)</u></p> <p>(2) ~ (6) (略)</p> <p>(7) <u>旅行開始日又は旅行終了日は、それぞれ、企画旅行業者が定めた集合時間又は解散時間がある場合は、その時刻が属する日をいい、これらの集合時間等がない場合は、標準旅行業約款(特別保証規定第 2 条第 3 項、第 4 項)に規定する「旅行開始日」及び「旅行終了日」をいう。</u></p> <p>(8) ~ (21) (略)</p> <p><u>(22) 自家用自動車を利用する旨及び当該旅行サービスについて、道路運送上の許可又は登録を要しない運送である旨の表示は、次の例による。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(1) <u>登録番号の表示は、次の例による。(略)</u></p> <p>(2) ~ (6) (略)</p> <p>(7) <u>旅行開始日又は旅行終了日は、それぞれ、企画旅行業者が定めた集合時間又は解散時間がある場合は、その時刻が属する日をいい、これらの集合時間等がない場合は、利用運送機関の発時刻又は着時刻が属する日をいう。</u> <u>宿泊単品の場合は、それぞれ、宿泊施設が定めたチェックイン時間又はチェックアウト時間として定められた時刻が属する日をいう。</u></p> <p>(8) ~ (21) (略)</p> <p>(新設)</p>

<p><u>ア 自家用自動車を利用する観光ガイドの場合</u> <u>「例」「午後 ○○地区半日観光 ○○県公認ガイド△△ガイドが道路運送上の許可等を要しない自家用自動車の運送によりお客様をご案内します。」</u></p> <p><u>イ 事業者の自家用自動車による送迎の場合</u> <u>「例」「○○駅ー（イチゴ農園による道路運送法上の許可等を要しない自家用自動車利用）ー○○イチゴ農園着」</u></p> <p>（以下繰り下げ） <u>(23) ～ (37) (略)</u></p> <p><u>(38) 東京ディズニーランド・東京ディズニーシー、ユニバーサル・スタジオ・ジャパン等複数の入場料金が設定されている観光施設の場合、入場料金以外の (中略)</u></p> <p><u>(39) (略)</u></p> <p><u>(40) 「入場料を支払わなくても観光目的を果たすことができる場合」とは、当該観光施設において入場以外に観光ができるなどの選択の余地があるものをいう。</u></p> <p><u>「例」「萩・津和野・錦帯橋 3日間」</u> <u>・錦帯橋の入橋料(○○円)は旅行代金に含みませ</u> <u>ん。</u></p> <p><u>(41) 「特定の旅行サービス」とは、運送機関(○○エクスプレス、クルーズ船等)、宿泊施設(古城のホテル等)、コンサートチケット(ニューイヤーコンサート等)などをいう。</u></p> <p>（以下繰り下げ） <u>(42) (略)</u> <u>(43) (略)</u> ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 「同行しない場合は、当該業務を行う者」とは、企画旅行業者又はその委託を受けて当該業務を行う者の指揮命令の下に (中略)</u></p> <p><u>(44) (略)</u></p>	<p><u>(22) ～ (36) (略)</u></p> <p><u>(37) 東京ディズニーリゾート、ユニバーサル・スタジオ・ジャパン等複数の入場料金が設定されている観光施設の場合、入場料金以外の (中略)</u></p> <p><u>(38) (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(39) (略)</u></p> <p><u>(40) (略)</u> ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 「同行しない場合にあっては、当該業務を行う者」とは、企画旅行業者又はその委託を受けて当該業務を行う者の指揮命令の下に (中略)</u></p> <p><u>(41) (略)</u></p>
--	---

<p>9 おとり広告の禁止について (規約第 13 条関係)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> 募集広告の募集型企画旅行について、取引条件の説明を拒む場合又は当該旅行の難点をことさら指摘し申込者が希望しない他の旅行を契約するよう求める場合</p> <p><u>(3)</u> 参加者について、募集人員が著しく限定されている場合又は性別、年齢、資格、技能等の条件を定めている場合において、その条件の表示がなされていない場合</p>	<p>9 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(3)</u> 募集広告の募集型企画旅行について、取引条件の説明を拒む場合又は当該旅行の難点をことさら指摘し申込者が希望しない他の旅行を契約するよう求める場合</p> <p><u>(2)</u> 参加者について、募集人員が著しく限定されている場合又は性別、年齢、資格、技能等の条件を定めている場合において、その条件の表示がなされていない場合</p>
--	--

附則 この規則の変更は、令和 8 年〇月〇日から施行する。

【第 4 号議案】

補充役員選任の件（決議事項）